

「2026年1月義務化」

工作物石綿調査の資格が義務化されました

アスベストは、かつて奇跡の鉱物として重宝され、熱や薬品に強い性質からビルや住宅、さらには工場の大型設備、インフラにまで幅広く使われてきました。しかし、吸い込むと数十年の潜伏期間を経て中皮腫や肺がんなどを引き起こす極めて危険な物質であるため、現在では新しく製造・使用することが全面的に禁

止されています。しかし、過去に作られた建物等には多くのアスベストが使われており、設備の老朽化による解体や修繕のタスキングで空气中に飛散し、健康被害を起こすリスクがあります。

この対策として2023年10月に建物の解体・改修時における有資格者による事前調査が義務化され、適切な工事が行わ



厚生労働省・環境省発行「工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です!」リーフレット



れるように管理されています。さらに2026年1月からは、プラントや電気設備などの「工作物」についても、新たに創設された「工作物石綿事前調査者」の資格を持つ人しか調査ができなくなりました。

別掲①～⑩の工作物について事前調査を行う者は工作物石綿事前調査者の資格が必須になります。

なぜ工作物石綿事前調査者の資格が必要なのか

工場のボイラー、化学プラント、変電設備などといった工作物は、一般的なビルや住宅のような建物とは構造や使われているアスベスト製品(配管のガスケットやパッキン、特殊な保温材など)の性質が全く異なり、判別や調査に、より高い専門知識が必要とされるからです。

【工作物の調査を難しくする主な要因】

▽ 資材の多様性
配管のつなぎ目に使われるガスケットやパッキ

ン(シール材)、炉の内側に塗られた耐火物など、建物の建材とは異なる特殊な資材が多用されている。

▽劣化と変色

機械室やボイラーの内側は、長年の熱や煤煙(ばいじん)で真っ黒に変色しており、見た目の色だけで見分けることは不可能なことが多い。

▽複雑な内部構造

設備の内部や、二重構造の隙間にアスベストが潜んでいるケースもあり、図面を読み解く力と現場の知見がなければ見落とすリスクが極めて高い。

厚生労働省・環境省発行「工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です!」リーフレットより

区分	対象工作物 (特定工作物17種)	必要な調査資格
特定工作物 炉・電気・配管・貯蔵 グループ(①～⑩)	①反応槽、②加熱炉、③ボイラー・压力容器、④焼却設備、⑤発電設備、⑥配電設備、⑦変電設備、⑧送電設備、⑨配管(建築設備除く)、⑩貯蔵設備(穀物用除く)	● 工作物石綿事前調査者のみ
特定工作物 建築物一体設備等 グループ(⑪～⑰)	⑪煙突、⑫トンネル天井板、⑬プラントホーム上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道駅地下壁・天井板、⑰観光用エレベーター昇降路	下記のいずれか ● 工作物石綿事前調査者 ● 一般建築物石綿含有建材調査者 ● 特定建築物石綿含有建材調査者 ● 2023年(令和5年)9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の 工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

法律はすでに施行されていますが、今までのように一般もしくは特定建築物石綿含有建材調査者の資格だけでは対応できない現場も多くあることが想定されますので、調査業務を行う人は注意が必要です。調査を外注される際は工作物石綿事前調査者も在籍している会社が発注し、正確な調査を行い安全に作業ができるようにしましょう。

(株アイエンス)